

芦屋市附属機関の設置に関する条例

平成18年3月24日

条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市長等倫理審査会	市長、副市長及び教育長の倫理に関する重要な事項についての調査審議	8人	人格高潔で、市長等の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができる法律又は社会に関する学識経験者	2年
	芦屋市総合計画審議会	芦屋市総合計画に関する事項についての調査審議	20人以上	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民団体の代表者 (4) 特に市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間
	芦屋市市民参画協働推進会議	市民参画に関する事項の調査審議	8人以上	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市民団体の代表者	2年
	芦屋市男女共同参画推進審議会	男女共同参画の推進に関する事項の調査審議	10人以上	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市内で活動する団体の代表	2年
	芦屋市情報公開・個人情報保護審査会	芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)第16条第2項及び第3項並びに芦屋市個人情報保護	6人以上	情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者	2年